



内閣府

プレスリリース

## 食品表示基準の一部改正に係る答申について

平成 29 年 8 月 10 日  
内閣府消費者委員会事務局

平成 29 年 3 月 22 日付けで内閣総理大臣から諮問を受けた以下の件に関し、消費者委員会食品表示部会において審議を行い、当該部会において結論が得られたことを受け、平成 29 年 8 月 10 日付けで、消費者委員会委員長より内閣総理大臣あてに答申を行った。

◆ 平成 29 年 3 月 22 日付け諮問 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の加工食品の原料原産地表示制度に係る規程及び別表の一部改正

1. 消費者委員会食品表示部会における審議経過は以下の通り。
  - ・平成 29 年 3 月 22 日に諮問を受け、平成 29 年 3 月 29 日第 39 回、平成 29 年 6 月 8 日第 40 回、平成 29 年 6 月 29 日第 41 回、平成 29 年 7 月 12 日第 42 回及び平成 29 年 7 月 28 日第 43 回食品表示部会において、食品表示基準案について議論を行った。
2. 食品表示部会において結論が得られたため、平成 29 年 8 月 10 日付けで、消費者委員会委員長より別添のとおり答申を行った。

※別添：答申書（諮問を受けた食品表示基準案を含む）

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：錦織・松下

電 話：03-3581-9380

FAX：03-3581-9476